

令和 8 年度第 2 回奥州市上下水道事業運営審議会 会議録

会 議 の 名 称		令和 8 年度第 2 回奥州市上下水道事業運営審議会		
開 催 日 時		令和 8 年 8 月 6 日（木）午後 2 時～午後 3 時20分		
開 催 場 所		江刺総合支所 5 階 旧全員協議会 室	公開の可否	可
事務局（庶務）		上下水道部経営課	傍聴者数	0 名
委 員	出 席 者	齊藤理、佐藤良、千田喜久雄、伊藤千恵、千田正幸、及川瑞江、 高橋善行、及川浩子、高橋寿幸、松好悦子、佐藤有紀、広野カツ子 （以上12人）		
	欠 席 者	及川和人、松本京子、佐藤久喜（以上 3 人）		
市（出席者）		近藤天雄上下水道部長、 経営課：高橋博幸課長、菊池泰幸課長補佐、 阿部知恵子下水道経営係長、佐藤暢晃下水道経営係主任 水道課：及川栄司課長、丸山進一課長補佐 下水道課：高橋陸朗課長、伊藤秀紀課長補佐、小野寺宣夫課長補佐 （以上10人）		
議 題		下水道使用料の改定について（協議）		
備 考				

会 議 内 容		
件 名	結 果	特記事項
諮問内容について	継続審議	

【欠席委員及び定足数の報告】

(菊池課長補佐)

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、進めさせていただきたいと思います。

開会に先立ちまして、本日の欠席委員及び定足数の報告をいたします。

本日、欠席のご報告をいただいておりますのは、及川和人委員、松本京子委員、佐藤久喜委員の3名で、現在の出席委員は12名となりましたので、奥州市長下水道事業運営審議会条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しており、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は、菊池アドバイザーが総務省の研究会出席のため欠席となりますが、会議資料につきましては事前に共有しておりますことを申し添えます。

また、事務局の方で、下水道課の小原竜樹課長補佐、上野政寿計画工務係長が現場対応のため欠席となっておりますのでご了承いただきたいと思います。

【開会】

(菊池課長補佐)

それでは、ただいまより令和8年度第2回奥州市上下水道事業運営審議会を開会いたします。

はじめに、市長に代わりまして、近藤上下水道部長がご挨拶を申し上げます。

(近藤上下水道部長)

皆様、お疲れ様です。

お暑い中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

また、日頃より奥州市の上下水道事業の運営について、皆様方から多大なるご協力とご理解をいただきまして誠にありがとうございます。

まず、7月28日に発生しました熊本地震ですが、被災に遭われました皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を心よりお祈りいたします。

さて、今回は今年度第2回の運営審議会となりますが、諮問に基づいて、前回ご説明差し上げました下水道使用料金の改定についていただいたご意見、質問に答える形で、下水道事業に関係、関連する内容をご説明差し上げ、委員の皆様からのご意見をいただきたいと思いますと考えております。

様々な角度からの意見交換がなされ、よりよい改定案になるよう、活発な審議をお願い申し上げます、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

(菊池課長補佐)

続きまして佐藤会長より挨拶をいただきます。佐藤会長よりお願いいたします。

(佐藤会長)

委員の皆様、ご苦勞様でございます。

本日の協議は、前回の会議で皆さまからいただいた質問、意見等を踏まえまして、事務局の方で調製した資料を基に一通り説明を受けた後、皆様からご意見等を頂戴することになります。

将来の安定した下水道事業に向けて、皆さまから忌憚のないご意見をどうぞよろしくお願いいたします。

(菊池課長補佐)

ありがとうございました。

それではここからは、当運営審議会条例の規定により、佐藤会長の進行でお願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

(佐藤会長)

それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次第の3「議事録署名人及び書記の指名」です。指名については特に定めはありませんが、私の方で議事録署名人と書記を指名させていただいてよろしいでしょうか。

「はい」

それでは、議事録署名人は名簿順にお願いしまして、千田喜久雄委員、伊藤千恵委員にお願いします。書記は事務局にお願いします。

それでは、次第の4「協議」に移ります。

事務局より「下水道使用料の改定について」の説明をお願いします。

【説明】

(佐藤会長)

事務局より説明を受けましたが、委員の皆さまから、ご質問等はございませんか。

(広野カツ子委員)

浄化槽というのは何年、何十年ぐらい持つのでしょうか。

また、浄化した後の水を流すと思うのですが、近くに堰がなければ、流すところまで排水パイプか何かで、その綺麗な水を持っていくってことになるのでしょうか。

(高橋下水道課長)

下水道課高橋です。

何年持つかというのはちょっとお待ちください。

最初に、浄化槽からの排水についてです。

浄化槽からの排水は、近くの水路、土地改良区の水路だったり、側溝だったり、そこへ許可を得て流すというものになります。

その浄化槽で浄化した水を、先ほど言ったとおり綺麗にして、各お宅の、近隣の水路等に流し込むということになっております。

あとは個人浄化槽、どの程度持つか、耐用年数ですね。

耐用年数は37年となっております。

それ以上持つときもありますけども、耐用年数的には37年となっております。

以上となります。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

他にはございませんでしょうか。

(佐藤有紀委員)

佐藤です。

個人浄化槽と市営浄化槽の話です。

公共下水道をやめるということで、377世帯が個人浄化槽になるところがあるということですが、その中で、今なっていないところ、この方たちのエリアは、市営浄化槽を整備するんですよね。このエリアの人は、個人浄化槽であっても市営浄化槽として見なされるという風に捉えたのですがどうですか。

(近藤上下水道部長)

2 ページ、3 ページのところを見ていただきたいのですが、こちらの濃い青い水色のところが市営浄化槽というエリアになります。あと、薄い水色と、ちょっと青っぽいところが、公共下水道等の集合処理をやっているエリアになります。

その中で、ちょっとわかりづらいのですが、この全体計画エリアと事業計画エリア、要は、公共下水道を工事する箇所と、今後やろうと計画しているところは全体計画エリアですけども、全体計画エリアのところに関しては、個人で設置して、先ほど言った4割補助の浄化槽をやる地区がこの、薄い水色地区になります。

それで、今後これを縮小していった場合には、そこは個人浄化槽のエリアではなく、市営浄化槽のエリアになるということで、3 ページ目のような図になっていくような形です。ちょっとわかりづらい、難しいところですけど。

(佐藤有紀委員)

何となく説明聞くと、あるエリアの人たちで早くやった方が、市営浄化槽として面倒見てもら

えるとか、ずっとやってないと個人浄化槽なりますよとか、なんかいろんなこう、セールストークじゃないけども、そういう話が出てくるだろうと思うのですが、ここでそういう詳しい話は別にしまして、何となく説明がよくわからなかったです。

そういう法律になっているのか、ルールなのかどうなのか教えてください。

(近藤上下水道部長)

市営浄化槽のエリアというのが、条例の中で決まっております、公共下水道の区域には市営浄化槽を入れられないことになっています。

この全体計画エリア内では市営浄化槽を整備できませんので、代わりにこの個人設置浄化槽という補助をつけております。

ですが、個人設置型の方がやはり費用負担が増えているので、今回、割増補助を実施し、同程度の費用で、公共下水道エリアも個人設置浄化槽も市営浄化槽も同程度の費用負担で、浄化槽が設置できたらいいかなということで今考えているところです。それで、水洗化を促進したいと考えております。

(佐藤会長)

よろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

他にはございませんでしょうか。

(高橋寿幸委員)

今回、浄化槽に切り換えていくというお話ですが、例えば公共下水道のエリアで浄化槽に切り換えなくてそのまま残る方もいらっしゃると思うのですが、そうすると施設的には、集合処理と、浄化槽と、二手でまず当面進んでいくということになるわけでしょうか。

(近藤上下水道部長)

公共下水道のエリアで、もうすでに浄化槽を設置している方は多々います。

こちらとしましては、やはり集合処理を進めたいので3年以内に繋いでくださいという考えはあります。ただ、やはり工事費の費用負担のこともあり、なかなか繋いでもらえない方もいらっしゃるというのは事実です。ここに関しては、今もう浄化槽を設置している方については、今後、浄化槽が壊れたとか不具合が起きたときには繋いでもらえるのかなと考えています。

あとは、あくまでこのエリアを外した後に浄化槽を整備していくということになるので、今現時点で事業計画エリアに入っているところはまず、浄化槽進めていくというよりも、公共下水道を進めていきます。ただし、全体計画エリアに関しては、今後、やはり浄化槽として進めていくところではないかなということと、あとは集合処理がいいということも若干あるかもしれませんが、その辺は費用対効果を見ながら、整備の考え方を整理していきたいと考えております。

(高橋寿幸委員)

はい。ありがとうございます。

もう一点お伺いしたいのですが、公共下水道、浄化槽の整備について、例えば、このぐらいの程度であれば公共下水道の方がコスト的に安いとか、そういった損益分岐点みたいな、境界みたいなのは一般的にあるのでしょうか。

(高橋下水道課長)

少々お待ちください。

すみません、ちょっとお時間いただいて、後でちゃんとお答えいたします。

(佐藤会長)

今の件につきましては、結果が出次第報告するということで。

それでは、今回の件につきまして市長から下水道使用料の改定について諮問を受けている案件でございます。

委員の皆様全員から忌憚のないご意見をお聞かせいただきたいと思いますので、質問、確認したいこと、あと感想でも結構ですので、ございませんでしょうか。

最初に齊藤理委員から、お願いしたいと思います。

(齊藤理委員)

委員の齊藤です。

いろいろ質問させていただいて、丁寧な回答をいただきまして、私の疑問点は無状態です。で、賛成ということで、よろしくお願いします。

(佐藤会長)

ありがとうございました。

では続きまして千田喜久雄委員。

(千田喜久雄委員)

今回、改定することについて全く異存ありませんが、最終的に、何%の改定という形で答申するのでしょうか。今の予定は30%と想定されていると思うのですが。

市民の説明会とか、或いは、最終的に議会に使用料改定の予算なり条例なり出す段階になったとき、30%って聞くと、ちょっと大きい数字に思えました。

経営戦略との絡みで、30%という数字が概ね妥当ということで出てきたとは思いますが、後々のことを考えると、ちょっと手を加えてもいいのかなと、或いは、ちょっとそういう事態になることもあり得るんじゃないかと、ちょっと心配な立場で、あえて、改定率のことを発言しました。以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございました。

今の件、ご意見としてお伺いしましたので、あとは検討を進めたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは伊藤千恵委員。

(伊藤千恵委員)

必要なことではあると思うのですが、周知する際に、理解を得るため、自分がどこの対象になるかとか、エリアごとの説明がありましたけども、実際自分はどのエリアで、どの方法が一番いいのかというのを、わかりやすく、費用はこのぐらいかかりますよとか、そういうのも、漠然としたものではなくて、もうちょっとう、寄り添ってもらえるような説明をしていただけると、皆さんが納得できるものになると思います。統廃合にしてもそうですし、自分の家を繋ぐのにはどうしたらいいのかとか、そういうことを周知していただけるといいかなという思いはあります。以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございました。

個別説明というか、相談とかそういうことになってくると思いますので、その辺はまた検討していただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、千田正幸委員。

(千田正幸委員)

この場所でいろいろ説明を受けて、それは仕方がない、妥当だろうなというのは、理解しました。

千田喜久雄委員が言ったとおり、30%という、それだけ見ると市民の方々は非常に高いなと捉えると思いますので、親切な説明をお願いしたいと思います。以上です。

(佐藤会長)

ありがとうございました。

それでは、及川瑞江委員、ございませんでしょうか。

(及川瑞江委員)

料金の改定につきましては、前回も丁寧な説明をいただきましたし、将来を見据えて徐々に上げていくことはやむを得ないというふうに理解をしております。

それで、今日の説明を受けて下水道事業のエリアの説明がやっぱりどうもわかりづらくなっていうのがあります。やっぱり私たち市民は、自分の地域が一体どこに該当するのかとか、そういうところで説明していただくとわかりやすいのではないかと思います。

前回いただいた資料の汚水処理エリアの地図がありましたが、この地図に落とし込んでもらうとこの地域はこのエリアに入っているという理解が進むかと思います。もうエリアは既に決まっていると思うのですが。

私は委員になったからこそ説明を受けて、そういうことなんだなって何となく理解はしましたが、やはり一般市民の方って、よほど関心のある方でないとわからないと思います。

ですので、わかりやすい説明ということを心がけていただいて、市民説明会や資料の提示など

をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(佐藤会長)

ありがとうございました。

この件につきましても、いろいろ、以前話し合いしたときも、この地域を具体に出せるかどうかというので、なかなか図面おつきい図面じゃないとわかりにくいというところもございます。

その辺考えると、自分はこの地区だけど、どうなんだろうという問い合わせとか、その方がむしろ、お答えしやすいのかなと思うところもありますし、一般的に示せば、計画区域がここですよという、こういうちっちゃい図面を出しておくことはわかりにくいというところもあるかと思いますので、また今後検討しながらですね、進めていってもらいたいと思いますので、ありがとうございました。

それでは続きまして高橋善行委員。

(高橋善行委員)

使用料の改定につきましては、いろいろと詳しく説明をいただいたので、理解ができたところではあります。

ただ、果たしてその来年度30%上がって、利用者側からすると、請求があったからといってすぐ払えるかどうか、滞納とか支払いが遅れてしまうという懸念もあると思われるので、もう少し段階を細かくしていただいた方がいいのではないかと思います。以上です。

(佐藤会長)

はい。ありがとうございました。

それでは続きまして、及川浩子委員いかがでしょうか。

(及川浩子委員)

下水道使用料の改定につきましては、説明をいただきましたので、以下、この物価高の折に致し方ないかなと理解しております。

私の家は個人設置浄化槽ですが、何となく個人設置浄化槽の負担があるのかなっていう印象が、あまりないっていうところです。

ですので、まずそういったその設置区域とか他の事業と比べて、その辺の説明ですねわかりやすい説明があると、その辺もお腹にストンと落ちるのかなっていうところが正直あります。

(佐藤会長)

はい。ありがとうございました。

いろいろ説明の仕方、具体的にこういうところはこうですよとか、そういう説明が必要なのかもしれませんので、その辺もちょっと検討してみたいと思います。

それでは、松好悦子委員、ございませんでしょうか。

(松好悦子委員)

私は衣川なのですが、衣川の場合はそういうエリアごととか言われてもよくわかりませんが、対象になるものなののでしょうか。

また、衣川の場合は、浄化槽を個人でつけている人はいますけど、排水を利用しているっていう人は限られた地区です。

ほとんど、個人で汲み取りをお願いしたりしている人が多いような気がしますが、そういう場合は、こういうエリアの話とか、浄化槽をつけなきゃいけない、市営浄化槽と言われても、市民説明会に行ったときに、混乱するのではないかなと思います。

私もこういう説明を受けて、初めてこういうことがあるんだってわかった状態です。ましてや、何月何日に皆さん集まってください、これから説明しますと言われたときに、衣川の場合は、そういう説明会があるかどうかわかりませんが、使用料上がりますと言ったら、なんで？となるような気がします。

(近藤上下水道部長)

衣川のお話が出ましたので衣川に限定してお話しますが、衣川の場合、集合処理は農業集落排水施設しかありません。

特に、瀬原というか、あちらの古戸の下の辺りとか、あの辺の方々だけが、農業集落排水施設使用者になっておりまして、それ以外に関しては市営浄化槽の対象しかないという括りになります。ですので、個人設置浄化槽ということもありません。個人設置浄化槽は公共下水道エリアなので、今であれば水沢とかしかありません。

確かに混乱してしまうかなとは思っていますが、衣川の方に関してはそういった状況ですので、その地区の説明に行ったときにはそのような説明をさせていただきたいと思います。

今、画面が出ましたけれども、衣川に関しては、古戸地区、六道寺向地区、富田川西地区、池田川東地区、瀬原地区、この5か所が農業集落排水になっておりまして、それ以外はすべて市営浄化槽です。この中で、富田川西地区と六道寺向地区が令和6年に統合して1つの処理区域になっております。

(佐藤会長)

ありがとうございました。

他に話し忘れたこととかございませんでしょうか。

(高橋下水道課長)

大変申し訳ございません。先ほどのご質問にお答えいたします。

下水道課の課長補佐の方から説明いたしますよろしく申し上げます。

(伊藤課長補佐)

公共下水道、集合処理の、どの程度であれば損益分岐点かという部分でございます。

このくらいであれば、集合処理、それ以下であれば個別処理の方が有利だよという数字がありまして、人口密度で1ヘクタール当たり30人以上の地域であれば、公共下水道、集合処理の方が

有利です。

あと、事業費です。管路を整備するのに、1人当たり150万円以下。1人当たりですので、1世帯4人家族ですと、一戸当たり600万円以下とかそのぐらいが分岐点であると一般的に言われております。

1人当たりの管渠延長も10メートル未満で、隣同士の距離が、1人当たりですので、4人世帯であれば40メートル程度であれば、集合処理の方が有利であると言われております。以上です。

(佐藤会長)

はい、ありがとうございました。

では、他にはございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、委員の皆様からいただいたご意見等につきましては、事務局で検討し整理をお願いしたいと思います。

質問、ご意見等出尽くしたようですので、質疑を終了いたします。

これまでの審議会での委員の皆様からご意見等から、改定案については、皆さん賛成していただけたと感じております。ありがとうございました。

後日、改めて確認したいことや、質問、意見などありましたら、前回同様、事務局までお尋ねいただきたいと思います。

なお、今回の審議会につきましては、今後開催される市民説明会で出された質問、意見などの集約や、この後の委員から事務局へお尋ねいただく内容も踏まえまして、協議の進め方を事務局と調整させていただきたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」

(佐藤会長)

ありがとうございます。

それでは本日の審議は以上で終了といたします。

次に、次第の5「今後の予定について」に移ります。

事務局の説明をお願いいたします。

(菊池課長補佐)

本日のご審議ありがとうございました。

協議時にご説明いたしましたが、来月には市民説明会を予定しております。資料にはございませんが、今月は市議会に対しても説明を行う予定です。

第3回となる次回の審議会は、現時点で9月25日金曜日を予定しておりまして、開催案内につきましては別途通知させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、ご意見ご質問等がございましたら、お配りしております所定の様式にご記入いただきまして、郵便、FAX、メールなどで事務局まで送っていただきたいと思いますし、様式は別途、

質問意見が提出できるサイトのURL及びQRコードを記載しておりますので、適宜ご活用いただきたいと思います。

なお、ご質問等の提出期限につきましては、お盆明けの8月17日月曜日までとさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(佐藤会長)

事務局より今後の予定について説明を受けましたが、委員の皆様からご質問、ご意見ございませんか。

では、質疑がないようなので、次に移りたいと思います。

次第の6「その他」に入ります。

事務局或いは委員の皆さんから何かございませんか。

ないようですので、以上をもちまして、令和8年度第2回奥州市上下水道事業運営審議会を閉会いたします。

皆様大変お疲れ様でした。